

ワズオフィス社 労士事務所 / ワズライフコンパス マンスリーニュース

～ 新型コロナ感染症と休業手当 / 事務トピックス～

2022 / 1 / 24 276号

ワズオフィス社 労士事務所・ワズライフコンパス株式会社 社労士大関ひろ美
〒151-0064 東京都渋谷区上原 1-17-3-101 TEL 03-6677-9717



I. コロナ感染症や濃厚接触者と休業手当・休業補償など

オミクロン株に置き換わった新型コロナウイルス感染症は、感染力の強さが特徴のようです。まん延が始まって約2年が経過しようとしていますが、感染者数の増加傾向を鑑みると、このあたりで再度、社員や社員の家族等が感染してしまった時の賃金の支払いを再確認しておきたいと思います。

① 感染している社員が休んだとき

社員が感染してしまい医師の診断を受けて会社を休んだ時は、労働の提供がありませんから、賃金を支給する必要はありません。一定の要件を満たしていれば、休業の4日目から、健康保険の傷病手当金を申請して受け取ることができます。標準報酬日額の3分の2を受け取れます。（標準報酬日額は、過去12ヶ月の標準報酬月額の前月平均額の30分の1。給付額は日額に認定日数をかけます。）

実務としては、医師の意見書と事業主の休業証明を書き入れて請求します。医師の意見書記載が得られない場合には、保健所から発行される「宿泊・自宅療養証明書」、「就業制限通知書」、「就業制限解除通知書」、本人が記載する「療養の申立書」等を添付して請求する場合があります。

② 感染が疑われる社員を休業させるとき

発熱や咳がある場合は、本人の健康の為と他に感染を広げない為にも、会社を休むように呼びかけが続けられています。厚労省は、労働者が安心して休めるように、環境を整えてほしいと言っています。この場面では複数の対応が考えられます。

- ア. 社員本人から有給休暇取得の申請が出て付与する
- イ. 特別の病気休暇を就業規則等に定めて有給休暇とは別の有給の休みを作る
- ウ. 感染が疑われるが、勤務が可能な状況の時、テレワークを指示し通常の賃金を支給する
- エ. テレワークが難しいため休業をさせて休業手当を支給する

上記エ. に関連するものとして、厚生労働省の「新型コロナウイルスに関するQ&A」では、「受診・相談センター」でのご相談の結果を踏まえても、職務の継続が可能である方について、使用者の自主的判断で休業させる場合には、一般的に「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、休業手当を支払う必要があります。（下線部分はQ&A問3引用）となっているため、休業手当の支払いが必要とされる可能性が高いとお考え下さい。

③ 濃厚接触者が自宅待機するとき

保健所から濃厚接触者と認定され自宅待機する社員には、②に準じてアからウの対応が必要です。第6波では、感染者数が増えると同時に濃厚接触者が増加してくる懸念があり、社員が自宅待機になることが予測されます。

また、今後数か月間は、自宅で同居家族が感染者になっても、保健所の業務がひっ迫すると、濃厚接触者かどうかの認定に手が回らなくなることもあるようです。

濃厚接触者と認定される前に、会社の判断で休業をさせた場合で、就労ができる体調であるけれどもテレワーク等がさせられないときは、②の工と同じく、休業手当の支払いが必要とされる可能性があります。濃厚接触者の自宅待機は、現在10日間（ソーシャルワーカーを除く）です。

安心して勤務が継続できるように、濃厚接触者の増加に備えてそうってしまった時は、テレワークとするか、休業手当支給か、有給休暇とは別の有給の休みを用意するか等、決めておく必要があります。

こういう時の処遇は、社員の今後の安心につながるの間違いありません。ただし、法令を上回る措置をしたい一方で、休業者が増えてくるとコスト負担を用意できるか否かも考慮しておく必要があると思います。

厚生労働省コロナウィルスに関するQ&A（企業の方向け）を参照ください

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html#Q4-1

④ 業務に起因して感染したことが明確なとき

労災保険から休業補償や療養費の給付が受けられます。個別判断になりますので、ご相談ください。

⑤ 事業継続と職場の感染予防

社員が感染するか、濃厚接触者になって休業せざるを得なくなると、事業を継続するための人が足りなくなる恐れがあります。すでに事業継続のために必要な対応構築されていると思いますが、これまで認識が低かったり、事業継続体制を用意してあっても実際に運用をすることはなかった企業様は、今一度検討をお願いします。

最近の行政の動きとしては、東京都はPCR等の無料検査事業を強化しています。検査申し込みの書式が、スマホからできるようになりました。ただし、検査希望者が増加し待ち時間が長くなることも予測されます。関連情報は東京都のホームページで確認ください。

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/kensa/kensasuishin.html>

皆様、感染予防を続けていただいて、本当にご自愛ください。

Ⅱ. 2月の事務トピックス

2月1日 法定調書、給与支払報告書の提出期限です